



ROTARY CLUB OF KYOTO-HIGASHIYAMA  
DISTRICT 2650

第1回次年度理事・役員会アジェンダ

2021年12月14日(火)

例会終了後

東館4F「コクーン」

次年度会長テーマ並びに方針に関する件

次年度理事・役員メンバー自己紹介に関する件

議案

- 1 次年度例会数に関する件
- 2 次年度委員会構成に関する件
- 3 次年度事業に関する件
- 4 次年度ガバナー公式訪問に関する件
- 5 事務局賃貸借契約に関する件
- 6 ロータリーカードに関する件
- 7 55周年積立金に関する件
- 8 誕生日等ニコニコ箱寄付金を会費と一括請求することに関する件
- 9 週報ファイルに関する件
- 10 次年度理事・役員会をメーティング扱いにすることに関する件
- 11 その他
- 12 次回 次年度理事・役員会開催日時決定に関する件

---

MEMO



# 2022-2023年度会長方針

2021年12月14日

京都東山ロータリークラブ

会長エレクト吉田 武雄

## 会長テーマ「広げよう、『輪』を『和』の心で。」

この2年という年月、「コロナ禍」はかつて経験したことのない生活習慣を、現代に生きる我々に課すことになりました。これからどのような毎日が訪れるのか、断言することは誰にも不可能な状況です。

デルタ株による第5波が小康状態であっても、次の波や新たな変異株に対する備えを怠ることは断じてできません。

コロナ禍によって国家間の往来が出来なくなり、自国の生活習慣や国民性について、諸外国との相違を再認識することができたのではないかとの思いがあります。

つまりこの日本という国が、一人一人の国民が、いかに清潔を重んじ、「個」と「集団」のバランスの上で「協調性」を大切にしてきたかということです。

決してグローバリズムや合理化に反意を持つわけではありませんが、海に囲まれて孤立した島国では、隣国との干渉を陸の上で国境を隔てた国々程意識することなく、比較的温暖な四季の変化を衣食住の切り替えで乗り越えてきた適応力は、生活習慣の変化を極めて小さくすることが可能であると考えます。地球温暖化の一因に人間の活動が認められた本年、合理化の裏側で目を逸らしてきた人間の傲慢さへの反省を、より一層感じなければなりません。

「手に手つないで」広げることが難しいという局面を迎えたロータリアンの『輪』は、日本人の心に受け継がれてきた『和』によって、離れていても繋がりを広げることができると信じ、一年の活動に臨む所存です。

理想的な未来社会を地球規模の視野で展望したときに、生活水準や教育水準等多くの要素で格差の無い状態が究極の目標となります。ポール・ハリスはロータリークラブを設立した20世紀初頭のアメリカを、『当時は実業家にとって同業者は商売がたきだと見なすことが当たりまえでした。もし、どのかたきでも、すぐに廃業においこむことができたら、してやったりというわけで、あとで良心がとがめることなど、ほとんどなかった』と評されています(1982年国際ロータリー、『ロータリアン必携第3巻、職業奉仕』)。

また、1955年にアメリカ、イリノイ州ラサールで開催されたロータリーの職業関係会議の席で、国際ロータリーの初代事務総長チェスレー・R.ペリーは、「初期のロータリアンたちが、みんな天使のようであったということはありません。(中略)とにかく、品物の質は悪いし、仕事ぶりも最高ではないというので、仲間のロータリー会員でさえも、その顧客になるのをさけ、ましてや、友人に顧客になれとすすめるなど、考えられないような会員もあったのです。」と述べています。

これらの一世纪前、半世纪前の状況を、现代において解决すべき课题に挙げるロータリアンは皆無だと思います。職業分類上同種の会員が、複数入会できるようになったことがその表れです。しかし

職業奉仕の目指す目標に完成形はありません。どの業種がどれだけ進歩を実現しても、更にその先、より一層満足度の高い状態へと歩みを続けないと、立ち止まってしまったらその位置で終わりを迎えててしまいます。

当然の帰結として立ち止まりはせず、国際ロータリーは汎世界的な理想を目標に現状を把握し、組織を、その機能を、常に改革してゆきます。今後も 2030 年を目指し、ガバナンス体制の変革を目指した SRF 構想を検討していると聞き及んだところです。1 年任期の 34 地区ガバナーに替わり、2~3 年任期の 102 セクションのリーダーがガバナンスを図る体制です。それらを否定する訳ではありませんが、少し以前からの、世界的な体制強化・会員増強を図るための規定変更に対し、違和感を持つロータリアンが生まれていると感じております。

「ここまで規制緩和して、綱紀の緩みは生じないのか」、「会員増強も、“量より質”から“質より量”を重視なのか」等々の違和感です。

その違和感こそ諸外国と我が国との国民性の差異によるものと確信し、国際ロータリーの指針に対し、「和」の心で咀嚼しつつ歩調を合わせる「令和」の東山ロータリークラブを目指します。

具体的な活動については、

- ・55 周年の節目を祝うと共に、この機を東山ロータリークラブ創立以来の危機的状況ととらえ、今後の歩みに対し更なる検討を加える。
- ・例会の開催に関しては、可能な限りコロナ禍以前の体裁への復帰を目指す。
- ・親睦活動については状況を踏まえながらではあるが、コロナ対策を講じた上で新しい切り口を取り入れたい。
- ・奉仕活動については、継続可能な事業を、安全確保を優先したうえで実施・継続して頂きたい。
- ・ただし活動予算の確保が重要課題となるので、継続の最終年を目標とされている社会奉仕事業を重点に据えて臨みたい。必要があれば、特別事業としての位置付けや 55 周年の記念事業との連携も考慮したい。
- ・新しい奉仕事業の検討も望むところで、委員会単位の単年度事業であっても、55 周年を記念して行える内容であれば冠を付けての実行をお願いしたい。

等の指針を示させて頂きたいと思いますが、何を置いても先ずは会員お一人お一人の肉体的・精神的健康が第一です。コロナ禍以前は、“健康は、ロータリアンであれば平素からの心得”であったのでしょうか、今は例会や親睦活動の場ですら危険に背中合わせの状態で、とにかく状況を重視しなければなりません。決定・決断の時ができる限り直近まで持ち越し、制限を最大にした場合と最小にした場合の二者を選択肢に構えて頂きたいと望みます

最後に、『令和』という元号について時の首相は、「人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つ」という意味を込めたとのことです。日本には、日本のロータリー理念が息づいていてしかるべきと考え、ウィズコロナであっても可能な限り楽しく和気あいあいとした、『和』の心あふれる一年でありたいと思います。どうぞ宜しくお願い致します。

## 2022~2023年度 理事・役員・委員会構成表(案)

京都東山ロータリークラブ

会長(理事・役員)	吉田 武雄	S. A. A. (役員)	茂山 忠三郎
会長エレクト(理事・役員)	清水 泰博	会計(役員)	上村 承生
直前会長(理事・役員)	布施 栄一	副幹事	安澤 英治
副会長(理事)	渡邊 恭章	副幹事	上村 承生
幹事(理事・役員)	竹之内 米貴	副幹事	加藤 丈尋
クラブ管理運営(理事)	中塚 浩	副幹事	道端 悠馬
奉仕プロジェクト(理事)	青山 真由美	副S. A. A.	井上 正博
会員増強(理事)	川勝 裕之	副S. A. A.	江向 耕一郎
クラブ戦略策定(理事)	坂田 均	副S. A. A.	大倉 英士
55周年実行委員会(理事)	松井 信五	副会計	中村 吉晴
無任所(理事)	小森 直之		

委員会	委員長	副委員長	委員
クラブ管理運営 クラブ奉仕・出席	中塚 浩	岡武 和暁	安倍 秀風・寄本 猛・安澤 英治・橋本 幸司
親睦活動	安倍 秀風	高橋 一也	深海 季生・赤木 厚・藤居 一彦・森田 早苗・永井 智亮・大倉 英士・江向 耕一郎 池田 敏子・加藤 丈尋・道端 悠馬・坂根 克介
プログラム	岡武 和暁	関根 淳子	佐貫 将一・坂田 均
会報・記録	寄本 猛	中村 吉晴	小林 一恵
姉妹クラブ	安澤 英治	郡 正樹	鈴木 敏治・山田 幸一郎
ニコニコ箱	橋本 幸司	布施 栄一	井川 正隆・村岡 正浩・松下 明史
奉仕プロジェクト	青山 真由美	平野 俊雄	山田 幸一郎・高橋 一也・内藤 葉子
社会奉仕	青山 真由美	渡邊 恭章	村田 好謙・中川 公孝・森田 早苗・道端 悠馬・江向 耕一郎・加藤 丈尋 井上 正博・松下 明史・赤木 厚
国際奉仕	山田 幸一郎	永井 智亮	本田 修造
職業奉仕	平野 俊雄	福留 幸一	坂根 克介
青少年奉仕	高橋 一也	安倍 秀風	茂山 忠三郎・大倉 英士
インタークト	内藤 葉子	郡 正樹	岡武 和暁・寄本 猛
会員増強	川勝 裕之	小森 直之	安倍 秀風・高橋 一也・渡邊 恭章
規定審議	村岡 正浩	中村 弘吉	稻本 初弥・大倉 英士・末松 哲夫
ロータリー情報	川中 文嗣	小坂 文夫	磯田 好計・谷川 博造・道端 悠馬
会員選考	中村 弘吉	中村 翠嵐	木村 安輝・小山 信一
広報・雑誌	中西 敏之	池田 敏子	村田 好謙
ロータリー財団資金推進	中川 公孝	澤田 敦子	内藤 葉子・藤居 一彦
米山記念奨学	池田 敏子	清水 泰博	井上 武雄
クラブ戦略策定	坂田 均	稻本 初弥	平野 俊雄・岡武 和暁・中村 吉晴・吉田 武雄・布施 栄一・清水 泰博・竹之内 米貴
京都マラソン	中西 敏之	加藤 丈尋	道端 悠馬・橋本 幸司・赤木 厚・藤居 一彦・佐々木 虚室

## 特別委員会

ロータリー財団・補助金	永井 智亮	井川 正隆	本田 修造
55周年実行委員会	松井 信五		

国際ロータリー第2650地区	地区 インタークト委員会 委員	寄本 猛
	地区 ロータリー財団資金推進委員会 委員	井川 正隆
	地区 ロータリー財団グローバル補助金委員会 委員	永井 智亮

\*会計監査:小坂 文夫

## 2022 ~ 2023 年度

## 年間行事予定表(案)

2021.12.14

月	日	例会回数	クラブ行事	RI行事	アッセンブリ	フォーラム スビーチ	クラブ行事	RI行事	アッセンブリ	フォーラム スビーチ	情報集会	講師
<b>職業奉仕月間</b>												
7	5	2568	初例会	第1回理事会		就任挨拶①			1	3	休会	
	8	2569	ガバナー公式訪問(東RCと合同)						10	2589	新春例会 新春男女収談	第7回理事会
19	2570	クラブ・デー				就任挨拶②			17	2590	クラブ・デー	次年度理事会②
26	2571	ライトランチ			55周年 実行委員会①			24	2591	ライトランチ		○
<b>会員増強・新クラブ結成推進月間</b>												
8	2	2572	クラブ・デー	第2回理事会			クラブ管理運営		31	2592		職業奉仕
	7	2573	納涼家族例会(8/9から移動)						2	7	2593	クラブ・デー
16	休会								14	2594	ライトランチ	次年度理事会③
23	2574	追悼例会							19	2595	京都マラソン(2/21から移動)	
30	2575	ライトランチ				会員増強			28	休会		
<b>基本的教育と識字率向上月間・ロータリーの友月間</b>												
9	6	休会			114組(京都市山城RC) 9月3日(土)				3	7	2596	クラブ・デー
13	2576	クラブ・デー	第3回理事会		前年度決算報告		1組		14	2597	後期クラブ戦略 策定委員会	第9回理事会
20	2577	敬老のお祝い	指名委員選挙						21	祝日休会		中間収支報告
27	2578	\$100万ランチ	前期クラブ戦略 策定委員会				2組		28	2598	\$100万ランチ	次年度理事会④
<b>地域社会の経済発展月間・米山月間</b>												
10	4	2579	クラブ・デー	第4回理事会					4	4	2599	55周年記念式典例会
11	休会								11	2600	クラブ・デー	地区大会 4/8~9 大津プリンス
18	2580	米山ランチ	前期会長会				米山要学生 スピニチ		18	2601	米山ランチ 後期会長会	第10回理事会
25	2581						クラブ戦略策定		25	休会		(次年度予算案)
<b>ロータリー財団月間</b>												
11	1	2582	クラブ・デー	第5回理事会					5	2	休会	青少年奉仕会
8	2583	ライトランチ					ロータリー財団		9	2602	クラブ・デー	第11回理事会
15	2584	夜間例会①							16	2603		次年度理事会⑥
22	休会								23	2604	夜間例会②	ヤレヤレ例会
29	2585								30	2605	ライトランチ	国際大会 5/27~31 メルボルン(オーストラリア)
<b>疾病予防と治療月間</b>												
12	6	2586	クラブ・デー	第6回理事会					6	6	2606	クラブ・デー
13	2587	ライトランチ		次年度理事会①			55周年 実行委員会②		13	2607	ライトランチ	第12回理事会
20	2588	年忘れ家族例会							20	2608	ヤレヤレ例会	
27	休会								27	2609	最終例会	退任挨拶

例会数 42回  
(ライトランチ 8回 米山ランチ 2回 \$100万ランチ 2回)  
周年クラブ 9回  
例会数 42回  
(ライトランチ 8回 米山ランチ 2回 \$100万ランチ 2回)  
例会数 42回  
(ライトランチ 8回 米山ランチ 2回 \$100万ランチ 2回)  
例会数 42回  
(ライトランチ 8回 米山ランチ 2回 \$100万ランチ 2回)

○プログラム委員会 講師・他手配 卓話 (6回) 夜間例会 (2回)

## 社会奉仕事業 事業計画書

クラブ名	京都東山 ロータリークラブ					
奉仕事業名	未来へつなぐ水の路					
実施場所	大津閘門及び蹴上上下船場・陵ヶ岡小学校他					
実施期日	2021 年 10 月 22 日 ~ 2022 年 12 月 20 日					
対象者	陵ヶ岡小学校他京都市内の小学校 4 年生及び聴覚障害学校児童					
事業に関わる総人数	RC 会員	30 名	その他内訳	小学 4 年生( )先生( )	総数	10,000 人
主催者等	主催者	京都東山 RC		後援	京都市・京都市上下水道局・ 京都市教育委員会	

## 事業内容 概略

## 1. 事業名 「未来へつなぐ水の路」

## 2. 事業の目的

視聴覚教材による琵琶湖疏水船のバーチャル体験を通して、明治時代に考えられ造られた水路が京都に水を運び、現代までずっとその役目を続けていること、そしてたくさんの方が琵琶湖疏水によって運ばれた水を使い、これからも使い続けていくといふことを感じることにより、約 130 年前の人々の思いを未来へつなないでいこうとする心を育てる。

## 3. 事業にあたり

## (1) 実態について

京都市の小学校では、第 4 学年において琵琶湖疏水についての学習をする。しかし、その内容は琵琶湖疏水の概要だけにとどまり、身近な生活へと結び付けて考えさせるためには不十分であると考える。

琵琶湖から京都へと水を運ぶことは、明治時代の人々の願いであり夢であった。それを実現し、今もなお京都へと水を運んでいる琵琶湖疏水とは、京都の人々とともに生きている日本遺産でもある。だからこそ、もっと身近のものと捉え、自分たちの生活に深く関わりあるものとして考えてほしいと思う。

そこで本事業では、琵琶湖疏水船に乗って撮影・編集した動画を作成し、子どもたちに琵琶湖疏水船に乗ったかのようなバーチャル体験をさせたいと考えている。実際の疏水を目の当たりにすることにより、先人たちの苦労や琵琶湖疏水が京都にもたらす恵みの偉大さに気づいてほしいと願っている。

そのことにより、子どもたちが水の大切さと向き合い、琵琶湖疏水について改めて考える機会としたい。また、学習したことを実際の生活に具体的に生かそうとする実践力を身につけさせることが特に重要であると考える。

## (2) 教材について

琵琶湖から京都へと水を引くという明治の人々の想いが形になった琵琶湖疏水を、子どもたちが疑似探検できる視聴覚教材としたい。琵琶湖疏水船に実際に乗って撮影することにより、船からしか見ることができない数々の苦労の跡、そして大いなる恵みを湛える琵琶湖の情景や疏水付近に遺された遺産を1本の動画にまとめることにより、明治の人々の夢が実現するまでの軌跡をバーチャル体験してほしいと願っている。また、実際に船のガイドをされている方のナビゲーションにより肌で感じたことがさらに地域に密着したものになると予想される。さらに、オープニングとエンディングに手話を取り入れ、間には字幕を挿入することにより、聴覚障害を持った子どもたちにも学習の機会を提供できるであろうと考える。

身近な地域の様子を視覚に訴えることで、琵琶湖疏水そのものを自分自身に関わるものとして捉え、今までではただあるものとしか捉えなかった琵琶湖疏水とそれを取り巻く現状について考え、地域の宝として京都市にある日本遺産として、未来へとつないでいこうとする心を育んでいけるような教材としたい。

## 4. 事業の計画

### (1) 事業における具体的な取り組み

- 1) 琵琶湖疏水船に乗ったかのようなバーチャル探検ができる動画「SOSUI TANKEN SCHOOL」の作成  
→ プレスしたものを京都市内の小学校及び聴覚障害の学校、上下水道局に配布
- 2) 動画「SOSUI TANKEN SCHOOL」とリンクさせた「疏水探検マップ」の作成  
→ 京都市内の小学校 158 校（分校 1 含む）の小学 4 年生（約 10,000 部）  
→ 京都市内の聴覚障害の学校の生徒に寄贈  
→ 疏水記念館に寄贈（約 5,000 部）
- 3) 水の路 HP に今年度のコンテンツを追加・授業後の感想を追加・活動報告追加
- 4) 小学校（陵ヶ岡小学校・東山区の小学校：1 校）第 4 学年へ出前授業
- 5) 琵琶湖疏水の授業の興味関心づけとして、出前授業を行う陵ヶ岡小学校の 4 年生（56 名）を対象に教育乗船（琵琶湖疏水船への乗船体験）の実施（9 月 20 日過ぎの訓練日を予定）

### (2) スケジュール

	2021年 10月	11月	12月	2022年 1月	2月	4月～8月	9月	10月	11月	12月
琵琶湖疏水撮影	10/22/25/29 ● ● ●		11/19/22 ● ●	動画編集	DVDプレス	配布				
疏水探検マップ			データ制作		印刷	配布				
ホームページ			デザイン＆コーディング PG		コンテンツ本アップ		子どもたちの声アップ		活動報告アップ	
教育乗船					事前打ち合わせ		教育乗船（陵ヶ岡小学校） 9月20日以降の訓練日(1日)			
出前授業					4月頃 打合せ ●		授業打合せ ●	10～11月頃 出前授業 ●		

事業計画書・予算書 事業名 「 未来へつなぐ水の路 」

京都東山ロータリークラブ  
第1回 次年度理事会 御中

作成者:社会奉仕委員会委員長 青山真由美

事業計画予算額 2,862,860 円  
<現時点の残額 0 円>

(事業収支予算書)			
項目	(前年度決算額)	本年度予算額	備考
<収入の部>			
収入合計			

事業名	未来へつなぐ水の路		
実施日	2021年 10月22日(金)～2022年12月20日(火)		
実施場所	琵琶湖疏水及び京都市内小学校(158校)・聴覚障害学校		
動員予定数	会員 30名	小学生 名	合計 約10,000名
	先生 名		
事業目的	視聴覚教材による琵琶湖疏水船のバーチャル体験を通して、明治時代に考えられ造られた水路が京都に水を運び、現代までずっとその役目を続けていること、そしてたくさんの方が琵琶湖疏水によって運ばれた水を使い、これからも使い続けていくといふことを感じることにより、約130年前の人々の思いを未来へつないでいこうとする心を育てる。		

項目	(前年度決算額)	本年度予算額	備考
<支出の部>			
乗船撮影費		385,000	乗船撮影2日・プレーンショット・インサート(1.5日)
撮影追加費		55,000	インサート
編集費		660,000	
DVDプレス		101,400	500枚
探検マップ作製		880,000	15,000部
HPコンテンツ追加		275,000	
教育乗船費用		346,500	
バス代		79,600	
地下鉄運賃		8,360	御陵↔蹴上
出前授業諸経費		22,000	
予備費		50,000	
支出合計		2,862,860	

# 次 年 度 収 支 予 算 案

2022年7月1日～2023年6月30日



京 都 東 山 ロ ー タ リ ー ク ラ ブ

次年度会長 吉田 武雄

次年度幹事 竹之内 米貴

次年度会計 上村 承生

## 収入算定基礎について

(円)

	2020～2021予算	2021～2022予算	2022～2023予算	備 考
会員数	65	62	61	
年間例会数	42	42	42	休会10回
例会食事代（1回・円）	4,190	4,190	4,200	通常食34回 (内2回は米山ランチ 2回は\$100ランチ)
	2,200	2,200	2,200	ライトランチ8回
会員例会出席率平均 (%)	75	75	75	
為替レート (U.S.\$1・円)	108	104	114	1/1ロータリーレート
新会員入会見込み数（上期・人）	3	3	3	
新会員入会見込み数（下期・人）	3	3	3	
来客数平均（人）	1.1	1.1	1.1	

## 本年度会費について

(円)

R I 分担金その他納入金	54,222	53,896	54,711	
年会費	345,778	346,104	345,289	
55周年記念事業積立金	10,000	40,000	40,000	10,000×4回
55周年記念式典登録料	0	0	0	
1/4半期納入金	102,500	110,000	110,000	

## 新会員入会金について

(円)

新会員入会金	150,000	150,000	150,000	
--------	---------	---------	---------	--

R I 分担金・納入金及びクラブ分担金（一人当たり）

(円)

	2020～2021予算	2021～2022予算	2022～2023予算	備 考
本部人頭分担金	7,560	7,280	7,980	\$70.00
地区資金分担金	10,000	10,000	10,000	
国際青少年交換特別資金分担金	1,000	1,000	1,000	
ガバナー事務所分担金	5,000	5,000	5,000	
地区大会分担金	10,000	10,000	10,000	
I M分担金	3,000	3,000	3,000	
世界社会奉仕事業分担金	0	0	0	
規定審議委員会派遣分担金	162	156	171	\$1.50
機関誌（Rの友）購読料	2,640	2,640	2,640	
機関誌（G月信）購読料	1,000	1,000	1,000	
ロータリー財団 普通寄付金	1,080	1,040	1,140	\$10
米山記念奨学金 普通寄付金	5,000	5,000	5,000	
新世代育成基金特別分担金	0	0		
<b>R I 分担金・納入金 計</b>	<b>46,442</b>	<b>46,116</b>	<b>46,931</b>	
地区協議会諸費用	1,170	1,170	1,170	
24RC ロスター	4,290	4,290	4,290	
ロータリーハンド帳	710	710	710	
東山ロータリーハンド帳	830	830	830	
週報ファイル	780	780	780	
<b>クラブ分担金 計</b>	<b>7,780</b>	<b>7,780</b>	<b>7,780</b>	
<b>R I 分担金・納入金、クラブ分担金 計</b>	<b>54,222</b>	<b>53,896</b>	<b>54,711</b>	

# 収支予算書

## 本会計

(円)

収入の部		支出の部	
項目	金額	項目	金額
R I 分担金・クラブ分担金 (@ 54,711×61名)	3,337,371	R I 分担金・クラブ分担金 (@ 54,711×61名)	3,337,371
年会費 (@345,289×61名)	21,062,629	クラブ奉仕活動費	4,170,000
		クラブ運営費	16,716,800
		寄付・協力金勘定	100,000
来客食事代 (1.1×4,200×34、1.1×2,300×8)	177,320	来客食事代 (1.1×4,200×34、1.1×2,200×8)	176,440
		予備費等	76,709
計	24,577,320	計	24,577,320

## ニコニコ会計

(円)

ニコニコ箱	3,300,000	奉仕プロジェクト活動費	3,300,000
ニコニコ会計繰越金			
計	3,300,000	計	3,300,000

## 特別会計

(円)

ロータリー財団特別寄付金	1,220,000	ロータリー財団特別寄付金	1,220,000
米山記念奨学会特別寄付金	1,220,000	米山記念奨学会特別寄付金	1,220,000
希望の風奨学金	200,000	希望の風奨学金	200,000
計	2,640,000	計	2,640,000

合計	30,517,320	合計	30,517,320
----	------------	----	------------

## 積立金その他特別勘定

(円)

積立金 (@40,000×61名)	2,440,000	55周年記念事業特別会計	2,440,000
-------------------	-----------	--------------	-----------

## 新会員入会金

(円)

入会金 (@150,000×6名)	900,000	特別予備費	900,000
-------------------	---------	-------	---------

## 支出の部

### 本会計

#### 1. R I 分担金・その他納入金 (R I 分担金及びクラブ分担金) (円)

	2020～2021予算	2021～2022予算	2022～2023予算	備 考
本部人頭分担金	450,240	491,400	486,780	
地区資金分担金	670,000	650,000	610,000	
国際青少年交換特別資金分担金	67,000	65,000	61,000	
ガバナー事務所費分担金	335,000	325,000	305,000	
地区大会分担金	670,000	650,000	610,000	
I M分担金	201,000	195,000	183,000	
世界社会奉仕特別資金分担金	0	0	0	
規定審議委員会派遣分担金	11,256	10,530	10,431	
機関誌（Rの友）購読料	173,664	171,600	161,040	
機関誌（G月信）購読料	67,000	65,000	61,000	
ロータリー財団 普通寄付金	75,040	70,200	69,540	
米山記念奨学金 普通寄付金	335,000	325,000	305,000	
新世代育成基金特別分担金	0	0	0	
地区協議会諸費用	78,390	76,050	71,370	
24RC ロスター	268,000	278,850	261,690	
R手帳・東山手帳・週報ファイル	151,420	150,800	141,520	
計	3,553,010	3,524,430	3,337,371	

#### 2. 寄付・協力金関係 (円)

ベネファクター寄付金				
ローターアクト提唱クラブ分担金	0	0	0	
ローターアクト特別分担金	0	0	0	
ローターアクト未提唱クラブ分担金	20,000	20,000	20,000	
インターラクト提唱クラブ分担金	80,000	80,000	80,000	
計	100,000	100,000	100,000	

## 3. クラブ奉仕活動費

(円)

	2020～2021予算	2021～2022予算	2022～2023予算	備 考
会員増強・拡大委員会	50,000	50,000	50,000	
会員選考委員会	0	0	0	
ロータリー情報委員会	0	0	10,000	
規定審議委員会	0	0	0	
ニコニコ箱委員会	0	0	0	
米山記念奨学委員会	0	0	0	
姉妹クラブ委員会	300,000	300,000	300,000	
ロータリー財団委員会	0	0	0	
広報・雑誌委員会	0	0	0	
クラブ管理運営委員会	0	0	350,000	会長ほかハッシュ、祝い品
クラブ奉仕・出席委員会	350,000	350,000		
親睦活動委員会	2,500,000	2,500,000	2,500,000	
プログラム委員会	400,000	400,000	300,000	
会報・記録委員会	300,000	300,000	300,000	
S. A. A.	250,000	250,000	250,000	
クラブ戦略策定委員会	250,000	50,000	50,000	
地区セミナー登録料	60,000	60,000	60,000	
予備費	150,000	150,000	0	
計	4,610,000	4,410,000	4,170,000	

## 4. クラブ運営費

(円)

	2020～2021予算	2021～2022予算	2022～2023予算	備 考
①例会費（小計）	<b>9,400,000</b>	<b>8,400,000</b>	<b>8,350,000</b>	
会食費	8,500,000	7,500,000	7,400,000	
諸経費	250,000	250,000	250,000	
会議室賃借料	650,000	650,000	700,000	
②集会費（小計）	<b>450,000</b>	<b>600,000</b>	<b>400,000</b>	
会長・幹事会費	300,000	300,000	300,000	
諸経費	0	0	0	
ガバナー公式訪問費	150,000	300,000	100,000	
③涉外費（小計）	<b>330,000</b>	<b>160,000</b>	<b>400,000</b>	
慶弔費	270,000	100,000	350,000	周年クラブ数9
会場運営雑費	60,000	60,000	50,000	
④事務局費	<b>7,894,800</b>	<b>7,894,800</b>	<b>7,566,800</b>	
事務室賃借料その他	2,494,800	2,494,800	2,494,800	
事務室光熱費	50,000	50,000	50,000	
人件費（法定福利費共）	4,000,000	4,000,000	3,500,000	
通信費	350,000	350,000	350,000	
事務用品費	150,000	150,000	140,000	
消耗品費	10,000	10,000	10,000	
備品費	0	0	0	
事務機器賃借料	370,000	370,000	350,000	
印刷費及び文献費	150,000	150,000	150,000	
修繕費	0	0	0	
振込手数料	80,000	80,000	90,000	
ホームページ維持費	140,000	140,000	132,000	
退職手当積立金	100,000	100,000	100,000	
退職金	0	0	0	
雑費及び予備費	0	0	200,000	決算料その他
計	<b>18,074,800</b>	<b>17,054,800</b>	<b>16,716,800</b>	

## 5. 予備費等

(円)

来客食事代	178,200	176,440	176,440	
予備費	272,181	2,164,214	76,709	
計	450,381	2,340,654	253,149	

## ニコニコ会計

### 1. 奉仕プロジェクト活動費（クラブ奉仕部門を除く） (円)

	2020～2021予算	2021～2022予算	2022～2023予算	
職業奉仕委員会	0	0	0	
社会奉仕委員会	700,000	500,000	100,000	
国際奉仕委員会	600,000	100,000	100,000	
青少年奉仕委員会	200,000	200,000	200,000	
インターラクト委員会	420,000	300,000	300,000	
社会奉仕特別事業	0	1,000,000	2,500,000	
京都マラソン	100,000	100,000	100,000	
奉仕プロジェクト活動予備費	335,000	0		
ニコニコ会計繰入				
計	2,355,000	2,200,000	3,300,000	

## 特別会計

(円)

ロータリー財団特別寄付金	1,300,000	1,300,000	1,220,000	
米山記念奨学会特別寄付金	1,300,000	1,300,000	1,220,000	
ポリオプラスへの寄付金	0	0		
ベネファクター寄付金	0	0		
ロータリー希望の風奨学金への寄付金	200,000	200,000	200,000	
計	2,800,000	2,800,000	2,640,000	

(円)

支出合計	33,178,200	31,176,440	30,517,320	
当期収支差額				
次年度繰越金				

## 積立金その他特別勘定

(円)

55周年記念事業特別会計	650,000	2,520,000	2,440,000	
計	650,000	2,520,000	2,440,000	

## 積立金累計

55周年記念事業特別会計		3,170,000	5,610,000	
--------------	--	-----------	-----------	--



GEO 発第 5 号  
2021 年 10 月 12 日

国際ロータリー第 2650 地区  
ロータリークラブ  
会長エレクト 様

国際ロータリー第 2650 地区  
ガバナーエレクト 尾賀 康裕  
幹事長予定者 田中 勝

## 2022-23 年度 ガバナー「合同公式訪問」についてのお願い

拝啓 深秋の侯、貴クラブにおかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素よりロータリー活動にご尽力賜り、また地区の運営にご支援ご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、2022-23 年度の公式訪問につきましては、コロナの終息を願い年度開始(7 月)から開始します。また、実施時点の状況を捉えてガイドライン等に沿った対応をお願いしたいと考えております。

例年通り、公式訪問時のアッセンブリーは行わず、クラブ役員・理事様との懇談会のみとさせて頂きたいと存じます。

事前にガバナー補佐がアッセンブリーに出席し、各クラブの課題やご質問を整理させて頂いたうえで、当日はそれに基づいた懇談をさせて頂き、有意義で活発な懇談会にしたいと存じますので、何卒ご理解・ご協力の程お願い申し上げます。

合同公式訪問実施につきましては、具体的には

- ① 過去に合同公式訪問実施のクラブ
- ② 合同例会を実施されているクラブ
- ③ 親クラブ、子クラブの関係にあたるクラブ
- ④ 例会場が同じ会場のクラブ
- ⑤ 近隣の親しいクラブ

などが考えられます。是非とも合同公式訪問の実施に向けてご検討賜りますようお願い致します。

なお、公式訪問日程がすべて終了した後、ご要請があれば、日を改めて訪問し、アッセンブリー等に出席させて頂く機会を設けたいと存じます。

複数クラブによる合同公式訪問の実施にご同意頂ける場合は、お相手のクラブとご調整のうえ、12 月 10 日(金)までにガバナーエレクト事務所まで別紙詳細をご記入・ご提出頂きますようお願い致します。

敬 具

### 【合同公式訪問の開催スケジュール例】

- 各クラブ役員・理事懇談会 (各クラブ 約 1 時間ずつ)
- 合同例会 (約 1 時間 <内ガバナーアドレス約 27 分> )

※順番は例会時間等により自由にご設定ください。



## 定期建物賃貸借契約書

I. 一棟の建物の表示	名 称	ウェスティン都ホテル京都
	所 在 地	京都市東山区栗田口華頂町1番地
	構 造 ・ 規 模	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下2階地上11階
II. 賃貸借物件の表示	区 画 賃貸借面積	南館7階部分 28. 62 m <sup>2</sup> (添付図面赤枠の範囲)
III. 賃貸借条件	使 用 目 的	事務所
	賃 貸 借 期 間	2022年 7月 1日から 2023年 6月 30日まで
	賃 料	月額金 189, 000円 (消費税等を除く。)
	共 益 費	賃料に含む
	敷 金	金540, 000円

(特約条項)

- 甲と乙は、本物件にかかる2022年6月30日付定期建物賃貸借契約の締結時に、乙が甲に預託した敷金金540, 000円を、第7条に定める敷金に振り替えるものとする。
- 第20条第1項の特約
  - 館内総合案内看板等のサイン消し込み

株式会社近鉄・都ホテルズ（以下「甲」という。）と京都東山ロータリークラブ（以下「乙」という。）とは、頭書Ⅰ欄記載の建物（以下「本建物」という。）内の頭書Ⅱ欄記載の物件（以下「本物件」という。）に関する借地借家法第38条に規定する定期建物賃貸借について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

なお、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙各々記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年　　月　　日

甲　　大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号  
株式会社近鉄・都ホテルズ  
取締役社長　　西村　隆至

乙

## 定期建物賃貸借契約条項

### (賃貸借)

第1条 甲は、乙に対し、本物件を賃貸し、乙は、これを賃借する。なお、甲および乙は、本契約に基づく賃貸借は、借地借家法第38条に定める定期建物賃貸借であり、本契約の締結に際し、甲が、乙に対し、本契約には更新がなく、賃貸借期間の満了により本契約に基づく賃貸借は終了することについて、その旨を記載した書面を交付してあらかじめ説明したことを、相互に確認する。

### (使用目的)

第2条 乙は、本物件を頭書Ⅲ欄記載の使用目的にのみ使用するものとし、これ以外の目的に使用してはならない。また、乙は、当該使用目的に定める営業種目を変更するときは、甲の事前の書面による承諾を得たうえで行わなければならない。

2. 乙は、本建物における他の店舗との競合が生じると甲が認めたときは、当該競合を調整するため甲が行う指示に従わなければならぬ。
3. 乙は、本建物に乙と同種の営業を行う他の店舗が入居する場合があることを了解し、この場合において、甲に対し、一切の異議を申し立てない。

### (賃貸借期間)

第3条 本物件の賃貸借期間は、頭書Ⅲ欄記載のとおりとする。

2. 本契約は、前項の期間満了により終了し、更新されない。
3. 甲は、賃貸借期間満了の1年前から6ヵ月前までの間（以下「通知期間」という。）に乙に対して、期間の満了により本契約が終了する旨を書面によって通知する。
4. 甲は、前項に規定する通知をしなければ、本契約の終了を乙に主張することができず、乙は賃貸借期間の満了後においても、本物件を引き続き賃借することができる。ただし、甲が通知期間の経過後、乙に対し期間の満了により本契約が終了する旨の通知をした場合には、その通知の日から6ヵ月を経過した日に本契約は終了する。

### (賃料)

第4条 本物件の賃料は、頭書Ⅲ欄記載のとおりとし、乙は毎月末日までに翌月分を甲の指定する方法により甲に支払う。

2. 1ヵ月未満の賃料は当該月の日数により日割計算し、百円未満の端数を百円単位に四捨五入した金額とする。

### (共益費)

第5条 本物件の共益費は、頭書Ⅲ欄記載のとおりとし、乙は毎月末日までに翌月分を甲の指定す

る方法により甲に支払う。

2. 1ヵ月未満の共益費は、当該月の日数により日割計算し、百円未満の端数を百円単位に四捨五入した金額とする。

(諸費用の負担)

第6条 乙が本物件を使用するために必要な電灯、電力、給水、給湯、ガス、電話、ごみ処理等の費用および商店会費等は乙の負担とする。

2. 乙は、前項の費用のうち甲または甲の指定する者（以下「甲等」という。）を通じて支払う必要があるときは、甲等の計算に基づき甲等の指定する方法により甲等に支払うものとする。

(敷金)

第7条 敷金は頭書Ⅲ欄記載のとおりとし、乙は当該記載金額を本契約締結後甲の指定する期日までに甲に預託する。なお、敷金には利息を付さない。

2. 甲は、乙が本物件を第20条の定めにしたがって甲に明け渡し、かつ本契約に基づく一切の債務を履行したときに、敷金を乙に返還する。
3. 乙が賃料の支払いその他本契約に基づく債務の履行を怠ったときは、甲は何らの通知催告を要せず任意に敷金をもってこれら債務の弁済に充当することができる。この場合、乙は甲の指定する期日までに敷金の不足額を補填しなければならない。
4. 乙は敷金をもって乙の甲に対する債務の弁済に充当することを主張できない。
5. 乙は敷金返還請求権を他に譲渡し、または担保に供してはならない。

(遅延損害金)

第8条 乙は、本契約により発生する金銭債務について不履行があった場合は、支払期日の翌日から支払いのあった日までその遅延金額につき年14.6%の割合による遅延損害金を加算して甲に支払わなければならない。

(保全管理義務)

第9条 乙は本物件を常に善良なる管理者の注意をもって使用管理し、環境の維持向上に努め防火防災についても、万全を期すとともに、本物件の使用に際しては監督官公署および甲等の指示に従わなければならない。

2. 乙は、本物件使用に起因する事故等により甲または第三者に与える損害に備えるため、損害保険に加入しなければならない。

(登記事項または身分等の変更の通知)

第10条 乙の住所、商号、代表者、目的、その他の商業登記事項、または身分上の事項に変更があったときは、乙は、甲に対し、書面をもって直ちに通知しなければならない。

(立入権)

第11条 甲等は、甲が管理上必要と認めたときは、事前に乙に通知したうえで本物件内に立ち入り、

点検等適宜の措置を講じることができる。

2. 緊急または非常の場合や天災地変等により本施設に重大な損傷が生じ、または生じる恐れがあり緊急な補修等工事（以下「緊急補修工事」という。）を要することとなったときは、甲等は乙に通知することなく本物件内に立ち入り、緊急補修工事の施工上必要な措置を講じることができるものとし、事後速やかに状況および措置の内容を乙に通知するものとする。
3. 前二項の場合、乙は甲等に協力しなければならない。

(禁止行為)

第12条 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本契約に基づく権利の全部または一部を譲渡し、または担保に供すること。
- (2) 本物件の全部または一部を譲渡し、もしくは甲の文書による承認を得ないで転貸し、または共同経営その他名目の如何を問わず第三者に使用させること。
- (3) 本物件内で居住、宿泊すること。
- (4) 甲の文書による承認を得ないで、甲が定める箇所、場所、方法以外に乙の商号、店名、広告、その他の表示をすること、もしくは乙以外の表示、広告等をすること。
- (5) 甲の文書による承認を得ないで、本物件内の乙の設備、造作等を変更すること。
- (6) 本物件内において公序良俗に反する行為をなし、爆発物等の危険物を取扱い、または著しい喧騒行為をなすこと。
- (7) 本物件または本建物もしくは本建物の敷地内の施設物に損害を及ぼす行為をすること。
- (8) 本建物の安全・静肅・品位を損する行為、維持運営を妨げる行為または他の賃借人その他の第三者に迷惑・不快を及ぼす行為をすること。
- (9) 乙が入手する甲の経営方法、手段等、甲に関する機密情報を第三者に漏洩すること。
- (10) 前各号のほか甲に対する背信的な行為をなすこと。

(資産帰属および公租公課の負担区分)

第13条 本物件にかかる資産の所有権は、工事区分表に定める区分に従い甲、乙それぞれに帰属する。ただし、乙資産のうち本物件の主体構造物と分離することが困難な部分または主体構造物に影響を与える部分については、その所有権は本契約の解約、解除もしくは終了時において甲に帰属するものとし、乙は、これについて甲に対して有益費その他名目の如何を問わず一切の金員を請求できないものとする。

2. 乙資産に賦課される公租公課は乙の負担とし、乙は公租公課負担にかかる書類を甲の指示に従い甲に提出するものとする。

(改造、修繕等)

第14条 本物件にかかる改装または改造工事の施工区分および工事費負担区分は、別紙の工事区分表に定める区分に従うものとし、乙は、B工事に要する費用については甲の指定する方法により甲に支払う。

2. 本物件にかかる修繕または保守に要する工事の施工区分および工事費負担区分は、工事区分表に定める資産区分に従うものとする。ただし、乙、乙の使用人、乙の業者その他乙の関係者（以下「乙等」という。）の異常使用等に起因する甲の資産の修繕等に要する工事費は乙の負担とする。
3. 乙は、本物件内の乙の資産を改裝、改造、修繕または機器の新設、増設を行うときは、あらかじめその設計図書を甲に提出し、甲の承認を得、かつ甲の指示に従わなければならない。
4. 甲は、乙が施工する工事が本物件内の甲の資産に影響を及ぼす恐れがあると判断したときは、これを受託施工することができる。この場合、乙はその工事費を甲の指定する方法により甲に支払うものとする。
5. 乙は、甲の資産に修繕もしくは災害予防等の必要がある、または生じる恐れのある箇所を発見したときは、速やかにその旨を甲に通知するものとし、甲および乙は、互いに協力して遅滞なく修繕または予防措置を講じるものとする。
6. 乙は、甲等が甲の資産の改裝、改造、修繕、保守等の工事を行うため、本物件の全部または一部の使用を中止する必要が生じたときは、これを容認しかつ甲等に協力するものとする。
7. 緊急補修工事その他の事由により、甲等が本物件内の乙の資産の移設または撤去を要求したときは、乙はこれに協力するものとする。
8. 本契約においては、民法第607条の2は適用されない。

(損害賠償)

第15条 乙等が故意または過失により、甲または他の賃借人その他の第三者に損害を与えたときは、乙は直ちに甲に報告するとともに、これによって生じた一切の損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第16条 天災地変、火災、盗難、諸設備の故障、その他甲の責に帰すことのできない事由により乙が受けた損害については、甲はその賠償の責を負わない。

2. 第三者の故意または過失により乙が受けた損害については、事態の如何にかかわらず、甲はその賠償の責を負わない。
3. 第11条第2項、第14条第6項および第7項に記載の事由に伴う本物件の使用上の制約により乙に損害が生じても甲はその賠償の責を負わない。

(解約)

第17条 甲または乙は、賃貸借期間中に本契約を解約しようとするときは、6か月前に書面による予告をもって相手方に通知しなければならないものとし、この場合、本契約は、当該予告期間の満了と同時に終了する。ただし、乙が、当該通知を行い、かつ、本契約に基づく一切の債務を履行したうえで本物件を明渡す場合には、当該明渡し完了日以降当該通知から6か月が経過する日までの分に相当する賃料を甲に対し支払うことにより即時に本契約を解約することができる。

2. 乙は、賃貸借期間の開始前に本契約を解約しようとするときは、甲に対し、違約金として、賃料の6か月分相当額を支払わなければならない。なお、当該違約金の支払は、賃貸借の準備に要した費用その他の損害が甲にある場合において、甲が、乙に対し、当該損害の賠償を別途請求することを妨げるものではない。

(本契約の解除)

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告その他の手続きを要せず直ちに本契約を解除することができるものとする。甲に損害のある場合は、甲はその損害賠償を乙に請求できるものとする。

- (1) 賃料、共益費その他甲に対する金銭債務の履行を3回以上怠ったとき。
- (2) 甲の承認を得ないで営業を休止したとき。
- (3) 乙が解散し、または破産、民事再生、会社更生等の手続きの申立てがあったとき。
- (4) 財産の差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは滞納処分を受け、または競売の申立てがあったとき。
- (5) 所轄官庁から営業につき取消しまたは停止の処分を受けたとき。
- (6) 本契約の各条項またはこれに付随する契約、規則その他甲乙間の約定に違反したとき。
- (7) 前各号に定める他、甲乙間の信頼関係が失われ、本契約を継続しがたいと甲が認めたとき。

2. 前項により賃貸借期間内に本契約が解除された場合において、乙は、6か月分の賃料および共益費相当額を違約金として甲に支払わなければならない。なお、当該違約金の支払いは、第20条第5項の定めの適用、および甲に当該違約金を超える損害がある場合において、甲が、乙に対し、当該損害の賠償を請求することを妨げるものではない。

(天変地変等による使用収益不能)

第19条 天変地変その他甲乙双方の責に帰すことのできない事由により本物件の一部について使用および収益をすることができなくなった場合には、乙は甲に対し、その旨を書面により通知したうえ、賃料減額の要否その他の事項につき協議を申し入れることができるものとす

る。

2. 前項の場合において、減額の対象となり得る賃料は、前項の通知を甲が受領した日以降の賃料のみとし、同日より前の賃料については、減額されないものとする。
3. 天変地変その他甲乙双方の責に帰することのできない事由により本物件の全部について使用および収益をすることができなくなった場合には、本契約は、当然にその効力を失う。なお、これによって甲または乙の被った損害については、互いにその責を負わない。

(明渡しおよび原状回復義務)

第20条 本契約が解約、解除され、もしくは終了したときは、乙は遅滞なく甲に対し負担する一切の債務を履行するとともに、本物件内に付加または設置した造作、設備その他の乙の資産を収去し、乙の希望に基づき甲が設置した甲の資産についても、甲の請求があるときはこれを取り外して甲に引渡し、本物件およびその付属設備、造作その他甲の資産の破損・損耗・汚損箇所を修繕し、本物件を甲が本物件の賃貸借を開始した日（従前の契約が存在する場合には、当初の契約にかかる賃貸借を開始した日）における原状（工事区分表におけるA工事部分の工事のみを行った状態をいい、以下「原状」という。）に復し、特約条項2に定める事項を履行した上で、甲に明渡すものとし、これに要する一切の費用は、乙が負担する。なお、乙の資産のうち、甲の資産と分離することが困難であるか（分離できないまたは分離するのに過分の費用を要する場合を含む。）、または分離により甲の資産に影響を生じる恐れがあるものについても、上記同様とするが、甲から請求を受けたときは、乙は、甲に対し、無償にて、当該部分の所有権を放棄し、当該部分を存置する。

2. 前項に定める原状に復する工事は、甲または甲が指定する業者が行うこととし、その一切の費用は乙が負担するものとする。
3. 乙が本物件を明渡した後、本物件内に残置されたものがあるときは、甲は乙がその所有権を放棄したものとして、任意にこれを撤去のうえ処分することができる。ただし、これに要した費用は乙が負担するものとする。
4. 乙は、本物件の明渡しに際し、甲に対して移転料、立退料、補償金その他名目の如何を問わず一切の金員を請求できない。また、乙は、本物件内の乙の資産の買取りを甲に請求することはできない。
5. 乙が本契約の終了と同時に本物件を明渡さないときは、乙は本契約の終了日の翌日から明渡し完了日まで、賃料および共益費相当額の倍額の損害金を甲に支払い、かつ明渡しの遅延により甲が損害を被ったときはその損害を賠償しなければならない。

(反社会的勢力等の排除)

第21条 甲および乙は、本契約締結日および本契約期間中において、反社会的勢力排除のため、次

の各項を遵守しなければならない。

2. 甲および乙は、次の各号の事項を確約する。

(1)自らまたは自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

(2)反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約の締結をするものではないこと。

(3)自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。

①相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為。

②偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。

3. 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為をおこなってはならない。

(1)本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動拠点に供すること。

(2)本物件または本物件の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動をおこない、または威勢を示すことにより、甲、その他の賃借人、付近の住民または通行人に不安を覚えさせること。

(3)本物件を反社会的勢力に占有させ、または本物件に反復して反社会的勢力を出入りさせること。

4. 甲または乙は、その相手方が前2項に違反した場合には、何らの催告もせずして、本契約を解除することができる。

(館内管理規則等)

第22条 乙は、本物件を使用するに際し、甲が定める館内管理規則その他の諸規則を遵守しなければならない。

(再契約)

第23条 甲および乙は、賃貸借期間の満了日の翌日を始期とする新たな定期建物賃貸借契約（以下「再契約」という。）について合意したときは、再契約を締結することができる。

2. 甲および乙は、再契約する意向があるときは、通知期間においてその旨を相手方に通知するものとする。

3. 再契約を締結した場合には、本契約の終了時において、第20条の規定は適用しない。ただし、同条に定める原状回復義務は、再契約が終了する日までなお有効であるものとし、乙は再契約終了後、甲、乙協議のうえ定める期限までにこれを履行しなければならない。

4. 再契約を締結した場合には、第7条に定める敷金を再契約に基づき乙が甲に預託すべき敷金に充当することができる。ただし、充当額が再契約の敷金に不足するときは、乙は遅滞なく不足額を補填しなければならない。

(消費税等)

第24条 本物件の賃料等に賦課される消費税および地方消費税は乙の負担とし、乙はこれらを甲の指定する方法により甲に支払うものとする。

(送金経費の負担)

第25条 乙が賃料等を甲に送金する際の振込手数料等は、乙が負担するものとする。

(公正証書)

第26条 乙および連帯保証人は、甲が請求したときはいつでも、本契約の各条項につき強制執行認諾約款付公正証書を作成することに同意する。

(守秘義務)

第27条 甲、乙および連帯保証人は、賃貸借期間中に限らず、その後においても、本契約の内容、本契約の締結および履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏洩してはならない。ただし、法令上公開または開示する必要がある場合、官公庁より照会を受けた場合その他正当な事由があるときは、この限りではない。

(管轄裁判所)

第28条 本契約に関し甲乙間で紛争が生じたときは、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(規定外事項)

第29条 本契約に定めのない事項または解釈に疑義が生じたときは、甲および乙は、民法その他の法令および慣習に従い、誠意をもって協議のうえ解決する。

(以上)

**工事区分表**

		A工事	B工事	C工事	備考
資産区分		甲		乙	
工事施工区分		甲		乙	
工事費負担区分		甲	乙		
維持管理区分		甲		乙	
建築工事	躯体	全工事	—	—	
	床	既存床材まで	—	A工事以外の全工事	
	天井	既存天井まで	—	A工事以外の全工事	
	柱	既存仕上げまで	—	A工事以外の全工事	
	区画間 間仕切り	ガラスサッシュ及び壁面既存仕上げまで	—	A工事以外の全工事	
	店舗内間仕切り	—	—	全工事	
	建具	既存建具(防火扉含む)	—	A工事以外の全工事	
電気設備	受変電設備	全工事	—	—	
	幹線設備	区画内分電盤まで(既存位置・容量)	乙の都合による移設、増強	A、B工事以外の全工事	
	動力設備	—	—	全工事	
	電灯、コンセント、照明設備	—	—	全工事	
	電話設備	区画内端子盤まで(既存位置・回線数)	乙の都合による移設、増設	A、B工事以外の全工事	
空調設備	冷暖房設備(全館空調)	区画内ダクト突き出しまで(既存位置・既存容量)	乙の都合による移設、増設	A、B工事以外の全工事	
	換気設備	区画内ダクト突き出しまで(既存位置・既存容量)	乙の都合による移設、増設	A、B工事以外の全工事	
	個別空調	—	—	全工事	

		A工事	B工事	C工事	備考
給排水衛生設備	給水、給湯設備	区画内バルブ止まで (既存位置・既存容量)	乙の都合による 移設、増設	A、B工事以外の 全工事	
	排水設備	区画内床突き出しまで (既存位置・既存容量)	乙の都合による 移設、増設	A、B工事以外の 全工事	
	衛生器具	—	—	全工事	
防災設備	自動火災報知設備、非常放送設備、非常照明、誘導灯、スプリンクラー、消火栓、機械排煙設備	既存位置及び数量まで	乙の都合による既存位置・個数からの移設、増設	—	
	消火器	—	—	全工事	
その他	家具、什器、器具備品	—	—	全工事	
	店舗サイン・看板	—	—	全工事	
	防犯設備	—	—	全工事	

## 覚書（案）

株式会社近鉄・都ホテルズ（以下「甲」という。）と京都東山ロータリークラブ（以下「乙」という。）とは、平成12年6月30日付で株式会社都ホテル（平成14年3月1日付で近鉄ホテルシステムズに吸収合併、平成27年4月1日付で株式会社近鉄・都ホテルズに商号変更）と乙が名称変更した京都山科ロータリークラブの間で締結した、甲の施設7階部分の事務室賃貸借契約書（以下、「原契約」という。）について以下のとおり覚書（以下、「本覚書」という。）を交換する。

第1条 原契約の第1条に定める賃貸借物件を以下のとおり変更する。

（賃貸借物件の表示）

南館7階 28. 62m<sup>2</sup>（添付図面赤枠の範囲）

第2条 原契約の第3条に定める賃貸借契約期間を、2021年7月1日から2022年6月30日まで更新する。

第3条 原契約の第4条に定める賃料を、月額189,000円也（消費税等別）とする。

第4条 原契約の第7条2項に定める敷金は改訂しない。

第5条 甲および乙は、原契約締結日および原契約期間中において、反社会的勢力排除のため、次の各項を遵守しなければならない。

2. 甲および乙は、次の各号の事項を確約する。

(1)自らまたは自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

(2)反社会的勢力に自己の名義を利用させ、原契約の締結をするものではないこと。

(3)自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。

①相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為。

②偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。

3. 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為をおこなってはならない。

(1)本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動拠点に供すること。

(2)本物件または本物件の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動をおこない、または威勢を示すことにより、甲、その他の賃借人、付近の住民または通行人に不安を覚えさせること。

(3)本物件を反社会的勢力に占有させ、または本物件に反復して反社会的勢力を出入りさせること。

4. 甲または乙は、その相手方が前2項に違反した場合には、何らの催告もせずに、



原契約を解除することができる。

第6条 上記以外の条項については、原契約のとおりとする。

第7条 本覚書の交換により、原契約に基づく、甲乙間で2020年6月30日交換の覚書は失効する。

第8条 本覚書交換の証として本書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

年　　月　　日

[甲]

[乙]



## ●ロータリーカードについて

2000年9月に国際ロータリーは、クレジットカード・プログラムを開始しました。世界全体で、2000年以来のロイヤリティーは総額約860万ドルに上り、うち360万ドルはボリオ撲滅のために使われています。

日本では現在、ロータリーカードは、オリコとダイナースカードの2社が取り扱っています。

ロータリーカードは、一般的なクレジットカードと同じです。ポイントも他のカードと同じです。違うのは、皆さんがロータリーカードでお支払いしますと、ご利用金額の0.3%が、カード会社からロータリー財団に自動的に寄付されることです。

### 1. オリコ

スタンダードカード（シルバー）、ゴールドカード、ビジネスカードの3種類のカードがあります。

○ ゴールドカードの年会費(年間 11,000円)のうち3,000円が、オリコからロータリー財団に自動的に寄付されます。また、ご利用金額の0.3%が財団へ寄付されます。スタンダードカード（シルバー）は年会費無料ですので、年会費からの寄付はありませんが、ご利用金額の0.3%の寄付は同様です。

これらの寄付は、オリコがロータリーマークを使用するロイヤリティーとして寄付していますので、ロータリアンの皆様の負担は一切ありません。一般的なクレジットカードと同様、利用額1,000円に対してポイントが1ポイント付与されます。このポイントがたまると、他のカードと同様に様々な商品に交換するか、1,000ポイントを5,000円分としてロータリー財団への寄付に交換することができます。ポイント交換による寄付金は、個人もしくはクラブの年次基金に計上されます。

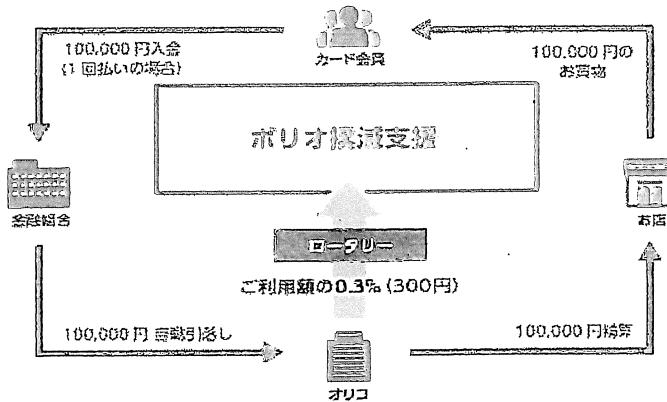
ビジネスカードは、1法人当たり最大20枚のカードを発行することが出来ます。1枚につき3,300円の年会費です。ロータリー財団への寄付は、利用金額の0.5%、年会費の中から1枚当たり1,500円が自動的に支払われます。ポイント制度はありません。

それぞれのカード別の明細書が発行されますので、法人全体の経費はもちろろく、個人別の経費がチェック出来ます。

オリコ ロータリーカードの比較表

	ゴールドカード	スタンダードカード	ビジネスカード
対象者	個人	個人	法人
年会費	11,000円(税込)	無料	1枚につき3,300円(税込)
発行枚数	1枚(配偶者カード有)	1枚(配偶者カード有)	最大20枚
利用可能額	200万円~500万円	80万円~200万円	1法人10万円~1,000万円
財団への寄付	利用額の0.3%、年会費の内3,000円	利用額の0.3%	利用額の0.5%、年会費の内1,500円/1枚につき
付属サービス	海外、国内旅行傷害保険、紛失盗難保障	紛失盗難補償	海外、国内旅行傷害保険、紛失盗難保障
ポイント交換	1,000p→5,000円として、年次基金寄付へ加算することが可能	1,000p→5,000円として、年次基金寄付へ加算することが可能	ポイント制度なし

ロータリーカードをご利用いただくと、ご利用金額の0.3%がロータリーに還元され、ボリオ撲滅に役立てられます。0.3%がボリオの負担となりカード会員の皆様には一切負担がかかりません。



## ロータリーカード寄付の仕組み

	ビジネス	ゴールド	スタンダード
寄付金額	ご利用金額の0.3%	ご利用金額の0.3%	
目的	ボリオ撲滅のための資金		
手続き	自動(手続き不要)		
その他	個人・クラブの年次会員には割当されません。毎月のご利用金額に応じて翌月計上されます。		
年会費での寄付	カード1枚当たり1,500円 カード1枚当たり3,000円		対象外 (年会費無料)
目的	ボリオ撲滅のための資金		
手続き	自動(手続き不要)		
その他	個人・クラブの年次会員には割当されません。 毎年1~12月迄の年会費に応じて翌年3月に計上されます。		
ポイント交換での寄付	寄付金額 対象外 (ポイント制度無)	1,000ポイントで3,000円 個人・クラブの年次会員 支拂手数料要 個人・クラブの年次会員として支拂。	
その他の特典			

お年3月末までに支拂申済したものが5月にロータリー財団への寄付となります。(税引上の超過額は受けられません) 4月1日~6月末までに支拂申済したポイントは次年累計上となります。

ロータリーカードポイント交換	【ロータリー財団への寄付】後、インターネットまたは電話でカンタン・スピーディに24時間応答いただけます。
■商品番号9405「ロータリー財団への寄付(個人の年次会員に計上分)」(1,000スマイル:5,000円分)	
■商品番号9410「ロータリー財団への寄付(クラブの年次会員に計上分)」(1,000スマイル:5,000円分)	
オリコサービス	① オリコサービスにログイン ② 各スマイルメニューをクリック ③ 交換する商品を選択
オリコデジタルサービス	① 0120-911-004 ② カード番号と暗証番号を入力 ③ 交換する商品の商品番号・数量を入力

## 2. ダイナースクラブ

クラブカード(ダイナースコードレートカード)、ロータリーカード(ダイナースクラブ)の2種類のカードがあります。

クラブカード(ダイナースコードレートカード)は、クラブ、地区委員会で幅広くご利用いただけます。クラブ例会費用のお支払、親睦会など、ご利用総額は1億7千万円を超えました。効率的な経費のお支払いに加え、ご利用額の0.3%がボリオ撲滅の活動支援金として還元される優れた仕組みです。(注) 2650地区では、地区への支払いには使用できません。

「ロータリーカード(ダイナースクラブ)」は、クラブカード同様にご利用額の0.3%が還元されます。さらに、皆様の事業経費のお支払にもご利用いただけるカードもご用意しています。詳細は別ページに掲載の資料をご確認ください。

クレジットカードメンバーズ

「支拂金額が支拂い出ます!」

0.3% off

全国で2013年ボリオ基金活動を応援

ロータリーダイナースクラブカードの  
ご利用が、社会貢献に繋がります。



ロータリーダイナースクラブカード  
3つの特徴

クラブ、地区、地区委員会カードで発生する  
経費のお支払いでもボリオ撲滅に貢献。

クラブの主となる社会貢献活動や寄付以外にも、その他の活動や日常発生する経費を本カードでお支払いいただくと、ボリオ撲滅に貢献いただけます。



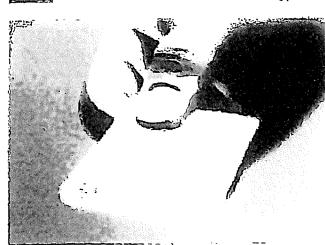
経費処理を効率化。振込手数料もかかりません。

1年を通じて社会貢献活動にかかる経費処理を各地区やクラブなどの印席で一元管理していただけます。  
本カードのご利用で、仮札いや精算などの経費処理にかかる人件・時間的コストの削減ができるうえ、多段あった振込手数料もなくなり、ダイナースクラブカードでのお引落しのみとなります。



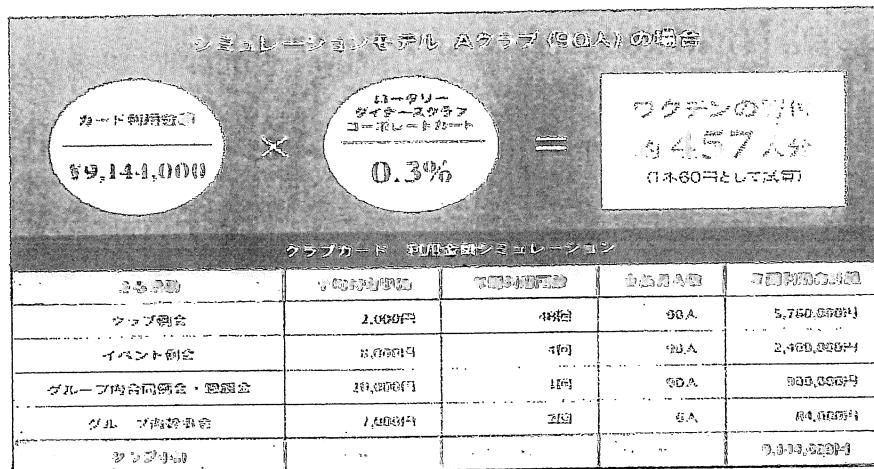
カードの年会費が無料です。

本カードは経費の一元化および精算の合理化、そして寄付金の最大化に貢献するカードです。さらに、運用コストがかからない年会費無料のカードとして発行します。



日本全国の会員がクレジットとして利用された場合

経費のお支払いにロータリーダイナースクラブコーポレートカードをご利用いただけます。



Rotary × Diners Club

ロータリーダイナースクラブカード

お申し込み方法

### クラブカード

#### ご入会資格

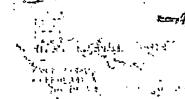
会長、副会長、幹事、会計、理事、会長エレクト、次期会長、次期幹事、次期会計、次期理事の方が対象



### 地区カード

#### ご入会資格

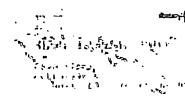
月バナー、月バナー補佐、地区代表幹事、月バナーエレクト、月バナーミニー、会前月バナー、次期月バナー補佐、次期地区代表幹事、次期地区会計長の方が対象



### 地区委員会カード

#### ご入会資格

地区内の各委員会委員長、地区内の次期各委員会委員長の方が対象



### 入会申込書の請求

ご希望の入会申込書をEメールでご請求ください。  
お問い合わせ窓口へお問い合わせください。

### 入会申込書の送付

必要事項をご記入、お名・捺印のうえ、ご本人様を確認できる書類を同封して返信専用封筒をご返送ください。

お問い合わせ窓口へお問い合わせください。  
お問い合わせ窓口へお問い合わせください。

### クレジットカードの五届け

当社所定の入会審査手続き後、クレジットカードをお送りします。  
クレジットカードお受け取り次第に多くのご用意があります。

Q15 本プログラムに関する問い合わせ先はありますか？

本プログラムに関するお問い合わせは下記までお願いします。  
お問い合わせ窓口  
0120-041-962 (平日 10:00 ~ 20:00 / 土・日・祝 10:00 ~ 18:00)

お問い合わせ窓口

2021年7月吉日

国際ロータリー 第 2650 地区

財団委員会 御中

三井住友トラストクラブ株式会社

大阪営業部 福満 信明

ロータリーダイナースクラブ コーポレートカード（クラブカード）のご案内

拝啓 第 2650 地区の皆さまにおかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素はダイナースロータリークラブカードの普及促進につきまして格別のご尽力を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、ロータリーダイナースクラブ コーポレートカード（クラブカード）に関し、カードの概要、実績（期中）並び、ご質問等の Q & A をまとめましたのでご案内申しあげます。

本年度におきましても、クラブカード推進にご協力いただけますよう、よろしくお願ひ申しあげます。

敬具

1. ロータリー ダイナースクラブ コーポレートカードの概要

- ・ 各ロータリークラブ専用のクレジットカード。必要経費（クラブ例会費、出張、研修会等公的支出、RI への人頭分担金、IM 経費等）のカード決済が可能です。
- ・ カード利用額の 0.3%がロータリーインターナショナルを通じてボリオ撲滅の活動資金となります。
- ・ カード年会費無料。ETC カード発行無料。
- ・ カード有効期間は原則 1 年。（本来はカード発行後 5 年間有効。役職満了により退会手続き。）
- ・ カード申込み時期は原則 5 月～10 月迄ですが、同期間以外での申込みについても別途相談可能。
- ・ クラブカード申込対象者は、会長、副会長、幹事、会計、理事、会長エレクト、次期副会長、次期幹事、次期会計、時期理事 等。なお事務局員についても、クラブ内で承認され会長のサインある同意書を申込書と一緒にご提出いただくことで特別にカード発行可能。

2. クラブカード実績について 2020 年 7 月～2021 年 5 月（期中）

- 全クラブカードの上記期間のカードご利用額は 2 億 6,856 万円となり。  
そのうち、クラブカードご利用額は 2 億 3,339 万円、86.9%を締めております。
- 第 2650 地区のクラブカード採用は 3 クラブ（舞鶴、近江八幡、京都北東）で、ご利用額は 712 万円、全体シェア 2.6%となります。

3. クラブカード実績表 次ページをご参照下さい。

	地図名	所在地域	RC数	会員数	総計	
					クラブカード	委員会カード
第1	2500	北海道東部	67	2,291	¥775,081	¥0
	2510	北海道西部	70	2,632	¥6,227,825	¥129,070
	2520	岩手・宮城	78	2,227	¥6,126,859	¥0
	2530	福島	65	2,330	¥287,763	¥0
	2540	秋田	42	1,140	¥873,620	¥0
	2550	栃木	50	1,749	¥0	¥0
	2560	新潟	56	2,092	¥1,912,963	¥647,457
	2570	埼玉西北	50	1,624	¥3,750,140	¥0
	2770	埼玉南東	74	2,542	¥16,116,316	¥0
	2790	千葉	82	2,824	¥28,166,525	¥1,639,904
	2800	山形	49	1,598	¥804,461	¥0
	2820	茨城	56	1,988	¥603,270	¥0
	2830	青森	41	1,172	¥1,508,200	¥0
	2840	群馬	45	2,106	¥583,331	¥0
第2	2580	東京・沖縄	71	3,025	¥3,940,882	¥0
	2590	神奈川	55	2,013	¥2,790,450	¥0
	2600	長野	54	1,982	¥1,300,256	¥0
	2610	富山・石川	64	2,671	¥7,207,047	¥0
	2620	山梨・静岡	79	2,985	¥2,389,084	¥0
	2630	岐阜・三重	75	3,247	¥0	¥0
	2750	東京・北リニア諸島・グアム・ミクロネシア・ハワイ	98	4,788	¥41,033,828	¥27,828
	2760	愛知	85	4,901	¥49,025,126	¥2,608,375
	2780	神奈川	68	2,398	¥1,953,201	¥0
	2640	大阪南部・和歌山	68	1,846	¥3,948,751	¥0
第3	2650	福井・京都・滋賀・奈良	96	4,643	¥7,121,664	¥0
	2660	大阪北部	80	3,623	¥29,032,876	¥0
	2670	香川・愛媛・徳島・高知	74	3,039	¥1,534,510	¥0
	2680	兵庫	71	2,770	¥871,613	¥84,710
	2690	岡山・鳥取・島根	66	3,056	¥408,545	¥0
	2700	福岡・佐賀・長崎	61	3,202	¥2,849,519	¥0
	2710	広島・山口	73	3,323	¥305,971	¥0
	2720	熊本・大分	75	2,466	¥490,010	¥0
	2730	鹿児島・宮崎	67	2,425	¥3,488,465	¥0
	2740	長崎・佐賀	56	2,222	¥5,969,343	¥0
	合計		2,261	88,940	¥233,397,495	¥5,137,344

※次ページ以降に「よくあるご質問に関するQ&A」「申込み前後の皆さまの声」を添付いたします。参考までにご覧ください。

よくあるご質問に関するQ & A	
Q1	1クラブで最大何枚まで発行可能か？また複数枚の発行を希望する場合、申込書は何枚提出する必要があるか？
A1	各クラブで最大5枚を目安にお申し込み可能です。お申込みカードのご利用者ごとになります。例えば5名のカード発行が必要な場合、5名の方にそれぞれ申込書、同意書、本人確認書ID（免許証等の写し）のご提出が必要となります。
Q2	対象者はいつでも入会可能か？
A2	いつでもお申込み可能です。例会、観桜会、クリスマス会等のお支払いご利用の場合はお早めにお申し込みください。
Q3	既に個人でダイナースクラブカードを保有しているが、あらためてクラブカードを追加で申し込み可能か？
A3	お申込み可能です。本カードはロータリー活動で発生する公費（経費）を決済する専用カードのため、現在お手持ちのダイナースクラブカードとは利用目的が異なります。もちろん保有中のカードは併用してご利用可能です。
Q4	クラブカードで指定する引落口座はどのような口座を設定すればよいか？
A4	各クラブにより公費（経費）を決済するため使用する金融機関口座をご指定ください。お申込み時に、申込書下部の「預金口座振替依頼書」に口座振替する金融機関の口座情報をご記入・捺印ください。
Q5	クラブ事務局の経費を継続的にカード払いし、ボリオ損滅に貢献したいが事務局員は申込み可能か？
A5	はい、お申込み可能です。申込書と合わせて提出する同意書にて必ず現会長さまにサインにて承認をお願いします。
Q6	事務局員の申込み方法について詳しく教えて欲しい。
A6	前述の通り会長に承認いただき、申込書上で事務局員の方のお名前、ご自宅住所及び勤務先情報は○○ロータリークラブ、クラブ住所等ご記入ください。会員ID記載欄は空欄のままで構いませんが他の項目はすべて記入の上ご提出ください。（恐れ入りますがクレジットカード発行の為、昨年の所得、ローン借入状況、勤続年数等のご記入も漏れなくお願いいたします。）
Q7	カード利用請求書に相当する「ご利用代金明細書」はクラブの事務局宛へ送付可能か？
A7	原則、カード利用者のご自宅、現在お勤めの勤務先宛て送付となります。事務局員の方はご勤務先がロータリークラブ事務局のため、勤務先=事務局宛へ送付可能です。
Q8	カード利用した内容をWebで確認する方法はあるか？
A8	ダイナースクラブホームページから「クラブ・オンライン」にご登録いただとご利用明細をご確認いただけます。ホームページの上部にある「クラブ・オンライン」ボタンからご登録いただけます。 <a href="http://www.diners.co.jp/ja/index.html">http://www.diners.co.jp/ja/index.html</a> 登録後、IDと仮パスワードをメールでご案内。仮パスワードを任意のパスワードへ変更し登録完了です。いつでも最新のカード利用データをご確認いただけます。クラブカード以外でダイナースクラブカードをお持ちでも、本IDはカード単位で別管理となるため安心です。
Q9	キャッシングサービスやローン、リボルビング払いは利用可能か？
A9	キャッシングサービス、ローン、リボルビングはご利用いただけません。
Q10	本プログラムの問い合わせはどこにすればよいか？
A10	下記担当までお願いします。 三井住友トラストクラブ株式会社 大阪営業部 福満 信明 TEL：06-7669-1236(代表) 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友ビルディング5階 (平日 9:00~17:00／土・日・祝休み)

年会費の支払い方法について	
前 1	現状の振込み、送金の精算方法を変えるのは面倒、現状の送金払いで問題ない。
後 1	銀行振込みで窓口へ行ったり待たされたりする時間を削減でき、年間合計で数万円払っていた振込手数料も削減できた。
前 2	カードでの支払いは面倒なのでは？
後 2	個人立替や事前集金の一時的口座滞留の処理が面倒だったが、カード払いへの変更でその手間が省け、支払い記録も残るので経費管理が透明化できた。
前 3	わざわざカード払いしなくても、支払い手続きは事務局員がすべて対応してくれる。
後 3	請求先毎の振込の多くがカード精算に代わり、振込手数料の削減に加えて支払い業務が効率化され事務局員にも好評。
前 4	カードの入会、退会手続きが良くわからないし、1年ごとに入会、退会手続きするのは面倒。
後 4	初回は面倒を感じるが、1年ごとの入会、退会は年1回だけと前向きに考え、この制度に慣れてしまえばカード利用は便利だし、払うべき経費の払い方を変えるだけでボリオ撲滅支援に貢献できる。
前 5	カードで支払う機会がない
後 5	例会会場や昼食費用の支払いがメインと考えていたが、人頭分担金やロータリー財団への寄付金支払いやロータリーグッズのまとめ買い、事務用消耗品など100円単位の支払いもカードなら遠慮なく使えるので便利と感じる。また、利用範囲はあると思うので他地区、クラブでの利用実例を勉強したい。
前 6	クラブの実績につながらない
後 6	ダイナースクラブから半年ごとに、国際ロータリーにボリオ撲滅支援金が支払われる際に報告される、地区・クラブ別実績表が国際ロータリーに提出されているので、将来的に実績表に基づきボリオ支援加算実績となるよう期待している。
前 7	例会開催場との古い付き合いからカード払いに変更できない
後 7	長い目で見てボリオ撲滅支援につながって行くことから、カード払い受け入れのお願いをしており理解を得られカード払いに変更できた。ただ今までの割引などの優惠が受けられなくなることが懸念材料。逆になじみのない店でカード払いを断られるケースはダイナースに相談して、店と相互協力、信頼関係を築けば良いと考えている。
前 8	カードを利用できるのが役員だけだと不便
後 8	ガバナー、クラブ会長が承諾すれば事務局員の申し込みも可能とのことで、継続的に支払う経費については事務局員名義で申し込みし、利用している。地区やクラブ行事の高額支払いは役員が管理するカードを利用するなど用途を明確化すれば、カードの年会費もかからないし便利に利用できてボリオ撲滅支援に貢献できる。
前 9	毎日利用するわけではないので、カードの保管に困る
後 9	事務局員名義のカードは事務局保管している。役員が利用するカードもあらかじめ利用する予定がわかっているので、利用しない時は事務局金庫へ保管している。
前 10	年度の変わり目の期間の口座管理においてカード利用ができない
後 10	毎月のカード利用締が15日、引落日が翌月10日の制度なので、6月16日から月末までのカード利用は7月15日締切、8月10日の引落となることが口座の記録上問題だったが、ボリオ貢献を第一に考え、未払いを立てたり、当年度口座の解約を延期したり、口座をそのまま継続することを考えたりと過去の会計処理方法を徐々に変えて行く必要があるが、慣習化できれば問題ないと前向きに考えている。
前 11	地区大会やクラブ行事などの高額の利用はカード利用できないのではないか
後 11	地区大会での数千万円の高額利用が実証され利用できると納得した。振込の面倒もなく安全に支払える。
前 12	カード発行することで年の年会費がある経費増につながるのではないか？
後 12	地区、クラブ、委員会用ロータリーカードは年会費が無料であると理解。複数枚発行もできるので経費支払いのカード払い化を進めばどんどん経費が削減できると理解した。
前 13	活動経費のカード利用といつても何に利用できるのか、利用範囲が狭いのではないか？
後 13	人頭分担金やロータリー財団への寄付、国際大会登録料などに利用できると認識した。クラブ事務局で払っているパソコン費用や宅急便などにも利用している。今後はクラブの年会費や地区への支払いにカードが利用できるよう期待する。

# ロータリー ダイナースクラブ 地区カードについて

(概要：地区活動経費をカード決済により利用額の0.3%が自動的にボリオ費(活動資金)に充当される仕組み)

## 地区カード発行対象者 / 申込みについて

### 本カード利用方法

項目		内容	
カード名称	ロータリー ダイナースクラブ コードレートカード (地区カード)	①申込書	②利用報告/領収書提出
申込対象者 (カード発行相当職)	カードは、以下の役職の皆さまを対象としています。 ⇒ ガバナー、地区幹事、幹事、会計、バス、エレクト、ミニニ等	③利用代金 明細書	④明細書提出
申込方法	専用PDF申込書に必要事項をご入力またはご記入のうえ郵送どなります。 ※ 申込書はローリーホームページよりダウンロード可 <a href="http://www.diners.co.jp/ja/jrd/rotary/">www.diners.co.jp/ja/jrd/rotary/</a>	⑤毎月10日 口座振替	⑥明細書提出
申込必要書類	①ロータリーダイナースクラブ コードレートカード申込書 ②本人確認書類（免許証または健康保険証の裏表、もしくは「スポーツ」写真及び自宅住所所確認できる部分のコピー） ③入会申込みに関する付帯条件確認（同意書 (カード発行のため申込者以外の役職者の承認をいたぐもの)	⑦Diners Club INTERNATIONAL	⑧加盟店送金
カード有効期間	原則、役職引退後は退会手続きください。但し決済権限ある役職を継続される場合、組織内にてご判断のうえカード保有可能です。 ※ 本来のカードは5年間有効	⑨地区大会の施設利用料費用	⑩国際大会参加登録費用のお支払い 人頭料・会員料・ロータリー財團への寄付金 等
カード発行時間	約2週間を目安（申込書を三井住友トラストクラブが受領後）	⑪会員登録	⑫会員登録

### 主な特典 / 特長

特典1.	年会費	年会費無料 (通常1枚あたり12,960円/税込)
特典2.	ボリオ費(活動資金)に活動資金が活動資金に	カード利用金額の0.3%を年2回最大1万円まで還元
特典3.	立替不要	個人口座経由せず、直接、各クラブ専用口座から引落
特典4.	業務効率化	各種活動や事務所経費の処理を一元管理
特典5.	振込手数料	現在お支払い時に発生している振込手数料が不要
特典6.	限度額	事前にオーリセンターへ一報で高額利用も可能
特典7.	空港ラウンジ	国内・海外約800空港以上で無料で利用可能
特典8.	ETCカード	カード通行手数料 無料

※1

1回の決済で1,000万円以上のご利用される際は、事前にダイナースにご一報

いただけます。

★オーリセンター 03-5863-7760 (24時間/年中無休)

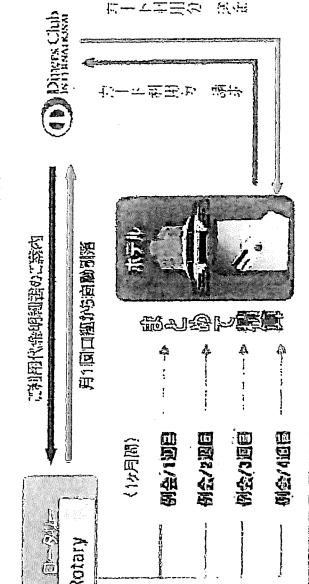
2019年7月作成 三井住友トラストクラブ㈱大阪営業部



# 導入成功事例 / Q & A

## 導入成功事例

### 活用事例：ローラークラブカード利用で精算は振込み手続きを一本化

<p>■ローラークラブ会員登録情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■会員登録料：50名</li> <li>■クラブ所在地：皆市南</li> <li>■会員登録料：1回</li> <li>■年会費：25万円（1回）</li> </ul> <p>■目的：例会会員登録 ■利用回数：毎月回</p> <p>■振込手続可能の銀行口座まで出向手続きしていた。 ・支払い先前に、振込手続料が発生していた。</p> <p>例会会場で毎回精算不要。1ヶ月分をまとめて精算後、翌月10日口座振替。 ・毎月20日前後、25日前に利用料金明細書到着、翌月10日口座振替。</p>	<p>■ローラークラブカード利用方法</p>  <p>（1ヶ月間） 例会1回目 例会2回目 例会3回目 例会4回目</p> <p>（1ヶ月間） 例会1回目 例会2回目 例会3回目 例会4回目</p> <p>Diners Club カード 支 付 手 引 用 料 金 明 細 書 月 別 口 座 振 替 の 実 施 例 会 会 員 登 録 料 の 支 払 い</p>	<p>■利用方法</p> <p>（1ヶ月間） 例会1回目 例会2回目 例会3回目 例会4回目</p> <p>（1ヶ月間） 例会1回目 例会2回目 例会3回目 例会4回目</p> <p>Diners Club カード 支 付 手 引 用 料 金 明 細 書 月 別 口 座 振 替 の 実 施 例 会 会 員 登 録 料 の 支 払 い</p>	<p>■導入効果</p> <p>1. 高額な支払いの場合でも、選擇時間を気にして銀行に訪ねず決済が可能になりました。 2. 精算手配料いらずで、第三者的カード会社に決済手配することでの透明度ができた。 3. ポイント利用等さまざまな請求書の支払い方法が一本化できました。（振込手續料削減につながった） 4. カード利用にあたりて0.3%のボーナス率のため支際に貢献できました。 年間1,200万円（1回25万円×12ヶ月×4回）＝、年間ボーナス3,600万円相当</p> <p>振込手数料不要、カード会員なしは魅力的。 ・専用機による現金手続やカード申請が面倒だが、年1回なら仕方ない。 ・身近で持たせておける機械に貢献できるのは素晴らしい。</p>	<p>■クラブの声</p> <p>三井住友トラストクラブ株式会社 大阪営業部 楊浦 信明</p> <p>TEL : 06-7659-1236(代表) 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜西丁目5番33号 住友ビルディング6階</p> <p>ご不明な点は右記担当まで</p>
---	---	---	---	---

Q1 1つのクラブで最大何回まで精算可能か？また複数の銀行を希望する場合、申込書は何枚提出する必要があるか？

A1 各クラブで最大引数を月次に申込書が可能です。お申込カードの種類ごとにあります。例えば各のカード発行が必要な場合、5名の方にそれぞれ申込書、同意書、本人確認書ID（免許証等の写し）の提出が必要となります。

Q2 対象者はいつでも入会可能か？

A2 いつでもお申込が可能です。例会、懇親会、クリスマス会等のお支払いにご利用の場合はお早めに申込ください。

Q3 品に個人でダイナースクラブカードを保有しているが、あらためてクレジットカードを追加で申し込み可能か？

A3 申込可能です。本カードはロータリープラカードを発行する公費（経費）を決済する専用カードのため、現在お手持ちのダイナースカードとの併用が可能になります。もちろん保有中のカードは併用してご利用可能です。

Q4 クレジットカードで指定する引落口座はどのように申込すればよいか？

A4 各クラブにより公費（経費）を決済するため振替する金融機関の口座情報を記入・捺印ください。

Q5 クレジットカードを経営者にカード払いし、ボリューム割合は貢献したいが事務局員は申し込みは可能か？

A5 早いお申込が可能です。申込票と合わせて提出する旨を記入してください。

Q6 事務局員の申込方法について詳しく教えて欲しい。

A6 前述の通り会長のご承認のうえ、申込書上で事務局員の方のお名前、ご住所所及びご勤務会場はOOロータリークラブ、住 所等で記入ください。会員ID記載欄は空欄のままで構いませんがその他の項目はすべて記入の上ご提出ください。（記入入り ますがクレジットカード発行の為、昨年の所得、ローン借入状況、勤務年数等のご記入も漏れなくお願いいたします。）

Q7 カード利用請求書に相当する「ご利用代金贈呈書」はクラブの事務局宛へ送付可能か？

A7 原則、カード利用者がご自宅、現在お勤めの部署先宛て送付となります。事務局員の方はご勤務先がOOロータリークラブ事務局のため、事務局へ事務局宛へ送付となります。

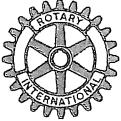
Q8 カード利用した内容をWebで確認する方法はあるか？

A8 カード利用した内容をWebで確認する方法はあります。  
Diners Clubカードから「クラブ・オンライン」にご登録いただくご利用明細をご確認いただけます。ホームページの上部にある「クラブ・オンライン」ボタンからご登録いただけます。  
<http://www.diners.co.jp/ja/index.html>

Q9 カードIDとパスワードをメールでご案内。仮パスワードを任意のパスワードへ変更し登録完了です。いつもでも最新のカード利用データをご確認いただけます。クラブカード以外でダイナースクラブカードを お持の方でも、本IDはカード単位で管理どなむ安心です。

Q10 キヤッショングサービスやローン、リボルビング等はご利用いただけません。

A9 キヤッショングサービスやローン、リボルビング等はご利用いただけません。



2021年7月6日

会員 各位

京都東山ロータリークラブ

幹事 中村 吉晴

### コロナ禍での例会開催のルールについて

コロナ禍が続く中での例会運営について、前年度に続き当面の間、下記のルールを原則とさせて頂きます。

会員各位のご理解ご協力の程、宜しくお願ひ致します。

#### 記

- 1、 例会への出席は一ヶ月ごとの申告制とし、前月20日までに別紙の出欠連絡票で、例会の受付時に申告して頂くか、メールかFAXにて届け出て頂きます。  
期日までに返信がない場合、欠席と解釈し、例会当日のお席や食事のご用意は致しません。原則として幹事や事務局から再確認は致しません、ご容赦ください。
- 2、 前年度同様、地区からの要請もあり、例会への出席は会員の任意とします。  
→出席義務は生じない、出席免除となる。
- 3、 マスクの着用、手指のアルコール消毒、検温にご協力をお願い致します。
- 4、 会場は定員の半分以下に抑え、十分な間隔をあけ着席して頂きます。
- 5、 食事はビュッフェスタイルを当面見合わせ、感染状況によって、お弁当をお持ち帰り頂く等、臨機に対応します。
- 6、 出席免除期間中は、ビジターの方（ゲストは除く）の例会への参加はお断りします。

以上

